

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、

税負担軽減?

支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正が行われました!
令和4年度補正予算で各種補助金も拡充されています!

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

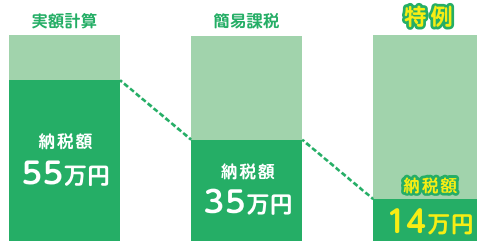
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円^{*} = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

Ministry of Finance, JAPAN

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

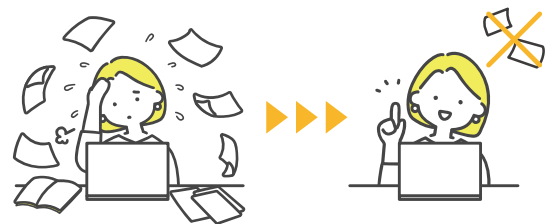


中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方
- 対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで



 **0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

事業者の皆様へ

ここに相談すればいいの？
どんな支援があるの？

こうした様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

制度のご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
制度的なご質問	「インボイス制度とは何か」など、QAやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	税務相談チャットボット (AIが24時間自動回答) 国税庁インボイスコールセンター	ご利用はこちらから (特設サイトからも利用可) 0120-205-553 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト
	【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】 個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に關してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など 所轄の税務署	別添1 < 農業等専用ダイヤル一覧 > をご覧ください 「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について
	e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) ※ 確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧ください	《国税庁HP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
補助金のご相談	IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-424 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
	小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用 (税理士等への相談費用を含みます) 等を補助します	【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務所 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	別添2 < 都道府県地方事務所一覧 > をご覧ください 03-6632-1502 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金
取引先からの代金減額・取引中止 などについてのご相談	独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添3 < 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧 > をご覧ください	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添4 < 下請法に関する相談ダイヤル一覧 > をご覧ください	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《全国中小企業振興機関係協会HP》 下請かけこみ寺
	建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など	地方整備局、都道府県 など	別添5 < 建設業専用ダイヤル一覧 > をご覧ください	《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督
	経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県のよろず支援拠点	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧
経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、 各種支援施策のご紹介	お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサイト 《日本商工会議所HP》 商工会議所(都道府県連)名簿	

奈良県内税務署 インボイス制度説明会・登録要否相談会 開催日程表

- 現在、開催が予定されている説明会等は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜、連絡先までお問合せください。）。
- 「事前予約制」で開催していますので、参加を希望する場合は、連絡先まで連絡願います。
 なお、予約の申込状況等により、ご希望に添えない可能性があります。ご了承ください。
- 個人事業者の方は、マイナンバーカード及びマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。なお、その際は、マイナンバーカードの暗証番号等が必要となりますので、事前にご確認ください。

開催日時		主催者	開催場所	定員	説明会等の名称等	事前予約期限 ※右記の連絡先にお電話で 予約願います。	連絡先			
年月日	時間		地番、建物名 部屋番号等							
R5.4.14 (金)	13:30~14:15	奈良税務署 公益社団法人 奈良納税協会	〒630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎 (奈良税務署4階会議室)	24名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	4月7日(金)17時まで	奈良税務署 法人課税第1部門 (直通電話) (0742-26-1208) ※登録要否相談 会は、予約受付順 にご案内するた め、ご案内までお 待ちいただく場合 があります。			
	14:30~			12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】					
R5.4.26 (水)	13:30~14:15			24名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	4月19日(水)17時まで				
	14:30~			12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】					
R5.5.12 (金)	13:30~14:15			24名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	5月8日(月)17時まで				
	14:30~			12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】					
R5.5.31 (水)	13:30~14:15			24名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	5月24日(水)17時まで				
	14:30~			12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】					
R5.6.16 (金)	13:30~14:15			24名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	6月9日(金)17時まで				
	14:30~			12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】					
R5.6.28 (水)	13:30~14:15			24名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	6月21日(水)17時まで				
	14:30~			12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】					
R5.4.21 (金)	①10:30~12:00 ②13:30~15:00			葛城税務署 公益社団法人 葛城納税協会	〒635-0096 大和高田市西町1番50号 (葛城納税協会2階会議室)	30名		インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	4月14日(金)16時30分まで	公益社団法人 葛城納税協会 (0745-22-6071)
	15:00~			葛城税務署	〒635-0096 大和高田市西町1番50号 (葛城納税協会2階会議室)	8名		登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】	4月14日(金)17時まで	葛城税務署 ・個人事業者の方 個人課税第1部門 (直通電話) (0745-22-2770) ・法人の方 法人課税第1部門 (直通電話) (0745-22-2826)
R5.5.19 (金)	13:15~14:00	葛城税務署 公益社団法人 葛城納税協会	〒635-0096 大和高田市西町1番50号 (葛城納税協会2階会議室)	30名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	5月12日(金)16時30分まで	公益社団法人 葛城納税協会 (0745-22-6071)			
	14:15~	葛城税務署	〒635-0096 大和高田市西町1番50号 (葛城納税協会2階会議室)	12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】	5月12日(金)17時まで	葛城税務署 ・個人事業者の方 個人課税第1部門 (直通電話) (0745-22-2770) ・法人の方 法人課税第1部門 (直通電話) (0745-22-2826)			
R5.6.1 (木)	13:15~14:15	葛城税務署 公益社団法人 葛城納税協会	〒635-8503 大和高田市西町1番15号 (葛城税務署 3階大会議室)	20名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	5月25日(木)17時まで	葛城税務署 法人課税第1部門 (直通電話) (0745-22-2826)			
	14:30~	葛城税務署	〒635-8503 大和高田市西町1番15号 (葛城税務署 3階大会議室)	12名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】	5月25日(木)17時まで	葛城税務署 ・個人事業者の方 個人課税第1部門 (直通電話) (0745-22-2770) ・法人の方 法人課税第1部門 (直通電話) (0745-22-2826)			

開催日時		主催者	開催場所	定員	説明会等の名称等	事前予約期限 ※右記の連絡先にお電話で 予約願います。	連絡先		
年月日	時間		地番、建物名 部屋番号等						
R5.4.17 (月)	13:30~14:15	桜井税務署	〒633-8555 桜井市粟殿185の4 (桜井税務署2階会議室)	15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	4月10日(月)17時まで	桜井税務署 法人課税部門 (直通電話) (0744-42-3505) ※登録要否相談 会は、予約受付順 にご案内するた め、ご案内までお 待ちいただく場合 があります。		
	14:30~			6名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】				
R5.4.26 (水)	13:30~14:15			15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	4月19日(水)17時まで			
	14:30~			6名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】				
R5.5.12 (金)	13:30~14:15			15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	5月8日(月)17時まで			
	14:30~			6名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】				
R5.5.24 (水)	13:30~14:15			15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	5月17日(水)17時まで			
	14:30~			6名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】				
R5.6.14 (水)	13:30~14:15			15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	6月7日(水)17時まで			
	14:30~			6名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】				
R5.6.23 (金)	13:30~14:15			15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	6月16日(金)17時まで			
	14:30~			6名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】				
R5.4.19 (水)	14:00~14:45			吉野税務署 公益社団法人 吉野納税協会	〒639-3194 吉野郡吉野町丹治200番1 (吉野税務署2階会議室)	15名		インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】	4月14日(金)17時まで
	15:00~					5名		登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】	
R5.5.10 (水)	14:00~14:45	15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】			5月2日(火)17時まで			
	15:00~	5名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】						
R5.5.26 (金)	14:00~14:45	15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】			5月19日(金)17時まで			
	15:00~	5名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】						
R5.6.7 (水)	14:00~14:45	15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】			6月2日(金)17時まで			
	15:00~	5名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】						
R5.6.21 (水)	14:00~14:45	15名	インボイス制度説明会 【消費税の仕組みから知りたい方向け】			6月16日(金)17時まで			
	15:00~	5名	登録要否相談会 【個別の相談を希望される方】						